

## 伊賀市教育大綱の改正手順

教育大綱の改正については、教育委員会各所属長で構成する「教育方針等検討協議会」に企画振興部文化振興課、スポーツ振興課が加わったメンバーで改正案を作成し、総合教育会議で協議を行い、決定することとします。

教育大綱の改正スケジュールは、第3次総合計画の策定スケジュールに応じて進めることとしていますが、総合計画の策定期間が令和7年度になる見込みであることから、新しい教育大綱についても総合計画の策定期間に合わせて改正することとします。なお、改正までの期間は、現行の教育大綱の期間を延長することとします。

教育大綱の改正手順の前提条件は次のとおりとします。

- 教育大綱は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき策定するので、市議会の議決は要しないことから議案の提出は行いません。
- 教育大綱に関する市民からの意見募集（パブリックコメント）は、改正される基本理念、基本方針の内容は、第3次伊賀市総合計画と整合した内容とするため、総合計画でのパブリックコメントをもって教育大綱の意見募集とします。なお、総合計画でのパブリックコメントの意見を反映する場合は、教育大綱へも反映することとします。
- 総合教育会議（市長・教育委員会・関係市長部局）で協議を行うので、改めて総合政策会議への付議は行いません。

11月13日	検討協議会（文化・スポーツ含む）	構成案・手順等を協議
○総合計画の施策シートに基づいた基本方針案を各所属で作成 ○教育大綱の基本方針以外の項目について事務局で作成 ○事務局で素案を作成		
12月10日	検討協議会（文化・スポーツ含む）	教育大綱素案協議
○協議会での意見を反映し、修正した素案を作成		
12月19日	総合教育会議	教育大綱の改正・素案協議
○総合教育会議での意見を反映し、素案を修正。 ○総合計画の策定状況に応じて内容が整合できるよう調整。		
	検討協議会（文化・スポーツ含む）	総合計画パブコメを受けて最終案を協議
	総合教育会議	最終案を協議
	市議会議員全員協議会	新しい伊賀市教育大綱を説明